	る旧職域加算退職給付の支給の繰下げの申出を行っていないものをいう。第百十四条の四十四第二項において同じ。）
退職共済年金	旧職域加算退職給付
又は転居したこと	、転居したこと又は氏名を変更したこと
知事等	地方公共団体情報システム機構
［略］	［略］

（旧職域加算遺族給付の受給権者の氏名変更の理由の届出）

第十六条の三　旧職域加算遺族給付の受給権者は、その氏名を変更した場合であって第十五条の規定により読み替えて適用するなおその効力を有する改正前国共済規則第百十四条の四十二第二項の規定による届出書の提出を要しないときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書に戸籍抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにすることができる書類を添えて、連合会に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号

二　年金証書の記号番号

三　氏名の変更の理由

四　その他必要な事項

2　連合会は、旧職域加算遺族給付の受給権者が正当な理由がなく、前項に規定する届出書を提出しないときは、当該届出書が提出されるまで当該受給権者に係る旧職域加算遺族給付の支払を差し止めることができる。

（年金証書の再交付の申請の特例）

第十六条の四　改正前国共済法による職域加算額の受給権者は、その氏名を変更した場合は、第十五条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条の四十第一項の規定による申請書を連合会に提出することができる。

2　前項の申請書には、年金証書を添えなければならない。

3　連合会は、第一項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項等の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法等による年金である給付の支給に係るなお効力を有する改正前国共済規則の適用等）

第十八条　［略］

［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
第百十四条の四十二第二項各号列記以外の部分	［略］	しなければならない。この場合において、第八十七条の二第三項の規定による書類の提出は必要ないものとする

［条を加える。］

	る旧職域加算退職給付の支給の繰下げの申出を行っていないものをいう。第百十四条の四十四第二項において同じ。）
退職共済年金	旧職域加算退職給付
知事等	地方公共団体情報システム機構
［同上］	［同上］

（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項等の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法等による年金である給付の支給に係るなお効力を有する改正前国共済規則の適用等）

第十八条　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条の四十二第二項各号列記以外の部分	［同上］	しなければならない。この場合において、第八十七条の二第三項の規定による書類の提出は必要ないものとする

［条を加える。］